

利 用 上 の 注 意

- 1 本報告は、「令和3年経済センサス-活動調査」（以下「活動調査」という）の調査結果のうち、製造業について以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という）の調査票情報を、さいたま市が独自集計したものである。
 - ・個人経営を除く事業所であること
 - ・従業者4人以上の事業所であること
 - ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
 - ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること
- 2 本報告において、「令和2年」、「令和3年」の数値は活動調査、その他の年次の数値は「工業統計調査」（以下「工業統計」という）である。

平成29年工業統計以降、調査日を6月1日（従前は12月31日）に変更した。このため、調査結果のうち、平成29年以降の工業統計及び活動調査の製造品出荷額等、付加価値額等の経理事項は、各調査年の前年1年間の数値である。また、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は、各調査年の6月1日現在の数値である。
- 3 本報告では、参考までに前年比及び増減率を表示しているが、令和3年活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、令和2年工業統計と単純比較ができないことに留意が必要である。
- 4 製造品出荷額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。
- 5 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。
- 6 調査対象の企業等（法人）は、平成28年経済センサス-活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の活動調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純比較ができない。
集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

7 集計項目及び用語の説明

(1) 事業所数

調査日（令和3年6月1日（以下同じ。））現在において、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- ・ 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- ・ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

(2) 従業者数

調査日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））は含まない。

(3) 現金給与総額

調査年の前年1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

なお、総務省・経済産業省公表の「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（製造業）」の「事業に従事する者の人件費及び派遣受け入れに係る人材派遣会社への支払額」に当たる。

(4) 原材料使用額等

調査年の前年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税等を含んだ額である。

(5) 製造品出荷額等

調査年の前年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額、その他の収入額（転売収入、修理料収入等）の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

ア 製造品出荷額

当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたものを、その事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。次のものも製造品出荷に含まれる。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含まない。

- ・ 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- ・ 自家使用されたもの（当該事業所において最終製品として使用されたもの）
- ・ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、調査年前年中に返品されたものを除く。）

イ 加工賃収入額

1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

ウ くず廃物の出荷額

製造工程からでたくず及び廃物の出荷額。

エ その他収入額

転売収入、修理料収入、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入等の収入額をいう。

- (6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者数 10 人以上の事業所（一部を除く（*）。））

事業所の所有に属するものを、帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造する委託生産品も含んでいる。*：原材料及び燃料の在庫額は従業者数 30 人以上の事業所

- (7) 事業所敷地面積

調査日現在で事業所が使用（賃借を含む。）している生産設備のある敷地の全面積である。

- (8) 工業用水量

事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、1 日当たり工業用水量は、調査年の前年 1 年間にその事業所で使用した工業用水量を、年間の操業日数で除した水量である。

- (9) 有形固定資産（従業者 10 人以上の事業所（一部を除く（*）。））

調査年の前年 1 年間における数値であり、帳簿価額によっている。

- ① 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む。）

エ その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具、備品等）

- ② 建設仮勘定の増加額及び減少額

増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

- ③ 有形固定資産の除却・売却による減少額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

- ④ 減価償却額

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

*：有形固定資産額の内訳である「イ 建物及び構築物」、「ウ 機械及び装置」、「エ その他」は従業者 30 人以上の事業所

- (10) 生産額及び付加価値の算出式は次による。

- ① 従業者 30 人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &\quad - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額} + \text{推計消費税額}) \\ &\quad - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

- ② 従業者 29 人以下

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額} \\ &\quad + \text{推計消費税額}) - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

- 8 調査日現在において、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所は、すべての項目で集計に含まない。

9 表章

- (1) 統計表中、「△」はマイナスの数値、「0.0」は単位未満、「-」は該当数値なし、「…」は不詳を表す。また、「X」は1または2事業所の数値であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所である。なお、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は、「X」で表した。
- (2) 単位未満の数値は、四捨五入することを原則とした。したがって、合計と内訳の計とが一致しない場合がある。
- (3) 構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも100%とならない場合がある。
- (4) 産業中分類の名称
次の省略表示による。

省略表示	産業中分類	各産業における製造品の例
09 食料品	食料品製造業	バター、味そ、食パン、そう(惣)菜
10 飲料・飼料	飲料・たばこ・飼料製造業	ジュース、ビール、コーヒー飲料
11 繊維	繊維工業	ふとん綿、ソックス、ネクタイ
12 木材・木製品	木材・木製品製造業(家具を除く)	単板、集成材、木箱、おけ
13 家具・装備品	家具・装備品製造業	たんす、木製いす、金属製いす
14 パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業	段ボール、壁紙、障子紙、ノート類
15 印刷	印刷・同関連業	オフセット印刷物、写真製版
16 化学	化学工業	化学肥料、一般インキ、化粧水
17 石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業	ガソリン、アスファルト舗装用混合材
18 プラスチック	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチックタイル
19 ゴム製品	ゴム製品製造業	乗用車用タイヤ、ゴムホース、ゴム管
20 なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業	婦人用・子供用革靴、服装用革ベルト
21 窯業・土石	窯業・土石製品製造業	強化ガラス、生コンクリート、
22 鉄鋼	鉄鋼業	ブリキ、針金、鉄鋼切断品
23 非鉄金属	非鉄金属製造業	電力ケーブル、光ファイバケーブル
24 金属製品	金属製品製造業	食缶、ほう丁、はさみ、かぎ
25 はん用機械	はん用機械器具製造業	蒸気タービン、エレベータ、冷凍機
26 生産用機械	生産用機械器具製造業	農業用トラクタ、建設用クレーン
27 業務用機械	業務用機械器具製造業	フルカラー複写機、自動販売機
28 電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業	発光ダイオード、トランジスタ
29 電気機械	電気機械器具製造業	分電盤、電子レンジ、換気扇
30 情報通信機械	情報通信機械器具製造業	電話機、デジタルカメラ
31 輸送用機械	輸送用機械器具製造業	普通乗用車、カーエアコン、飛行機
32 その他	その他の製造業	貴金属製装身具、万年筆、ピアノ

10 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

11 その他

本報告の数値は、本市が独自集計した数値であり、総務省、経済産業省及び埼玉県が公表する数値と相違することがある。